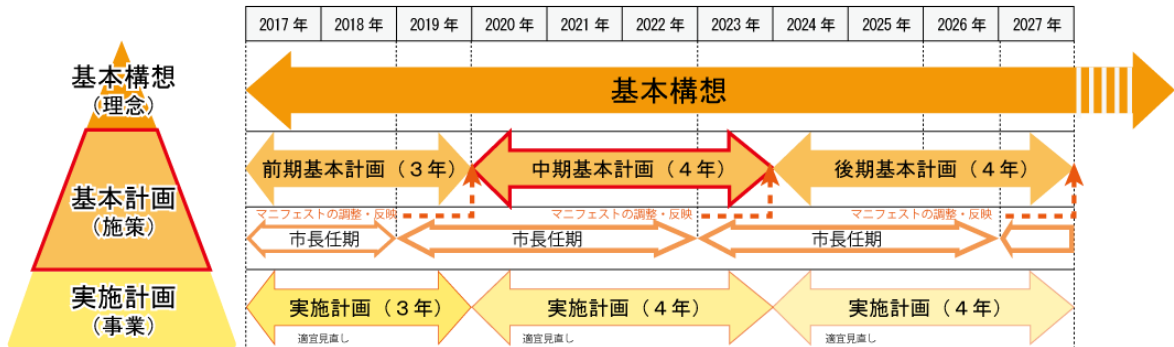


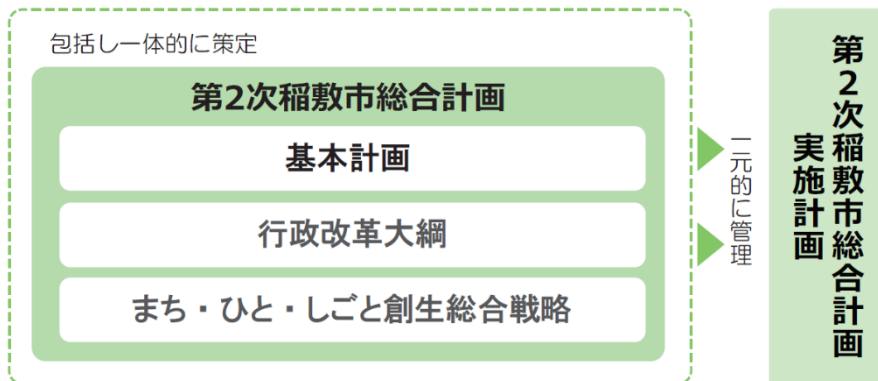
令和4年度稲敷市外部評価委員会の進め方について

1) 稲敷市の総合計画の体系

本市では、2017年（平成29年）3月に「第2次稲敷市総合計画」を策定し、将来像である「みんなが住みたい素敵なまち」の実現に向けて市政運営がスタートしました。2020年（令和2年）3月に策定された中期基本計画は、政策の実現をより効果的・効率的に実現するため、市長任期に合わせ2020年度（令和2年度）から2023年度（令和5年度）を計画期間としています。



第2次稲敷市総合計画中期基本計画の策定にあたっては、稲敷市全体の包括的なまちづくりを進めるため、「第4次稲敷市行政改革大綱」、「第2次稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定しています。具体的には、総合計画、行政改革大綱、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられている全ての事務事業を対象として、実施計画の策定及び事務事業評価を実施し進行管理を行っています。



総合計画の推進にあたっては、計画に位置づけられている政策や施策、事務事業について、毎年度の進捗状況をPDCAサイクル（計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)）によってチェックする仕組みにより、行政活動をマネジメントしていく体制の構築を進めています。

実施計画は、基本計画に記載されている主要事業だけでなく、市が行う全ての事務事業を対象として策定しています。

2) 令和2年度からの外部評価の方向性

① 新たな計画づくりを意識した施策の進捗管理と、事業の見直しを意識した事務事業評価

施策の進捗管理を導入し、総合計画策定の基礎資料として活用する。

事務事業評価については、PDCA サイクルに基づく行政マネジメントに活用する。

② ビルド（拡充）もスクラップ（廃止・休止）も意識した評価項目

ビルドを意識して「拡充」などポジティブな評価を追加。委員からの建設的な提案を自由記述でいただく。また、スクラップが実現できるよう評価に「廃止・休止」を追加する。

③ 市として明確な意思決定ができる評価フロー

事務事業評価の取捨選択の最終判断は庁議で決定する策定フローを作成。

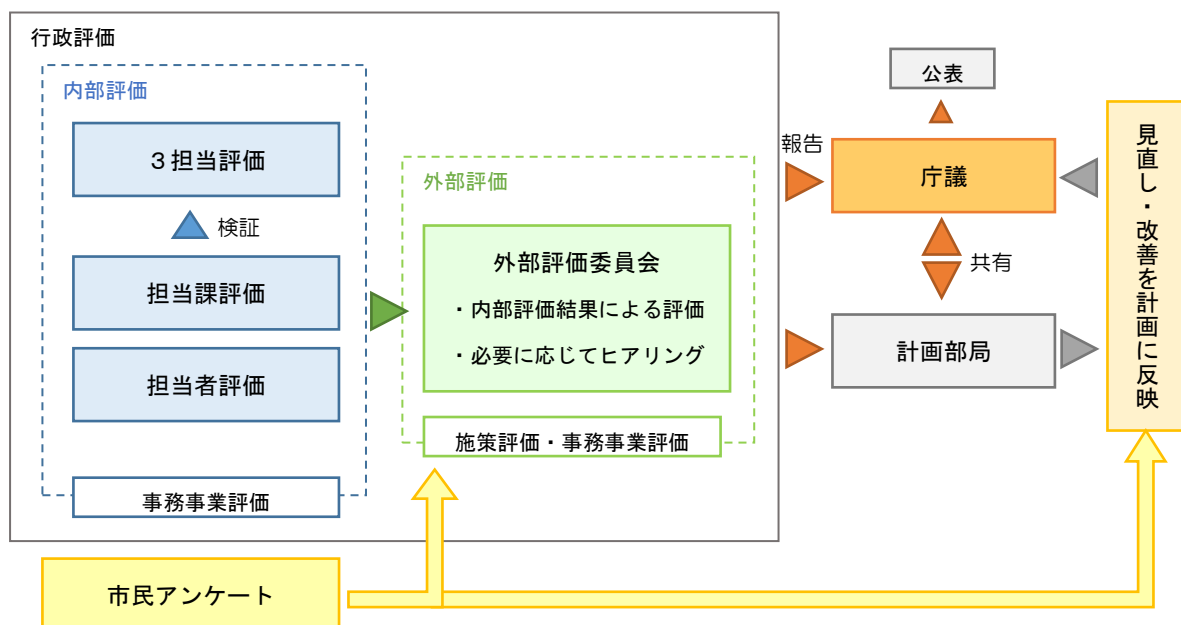
④ 計画サイクルを意識した複数年度の評価サイクルの構築

4年毎に改定する計画サイクルを意識した事業評価サイクルを構築する。

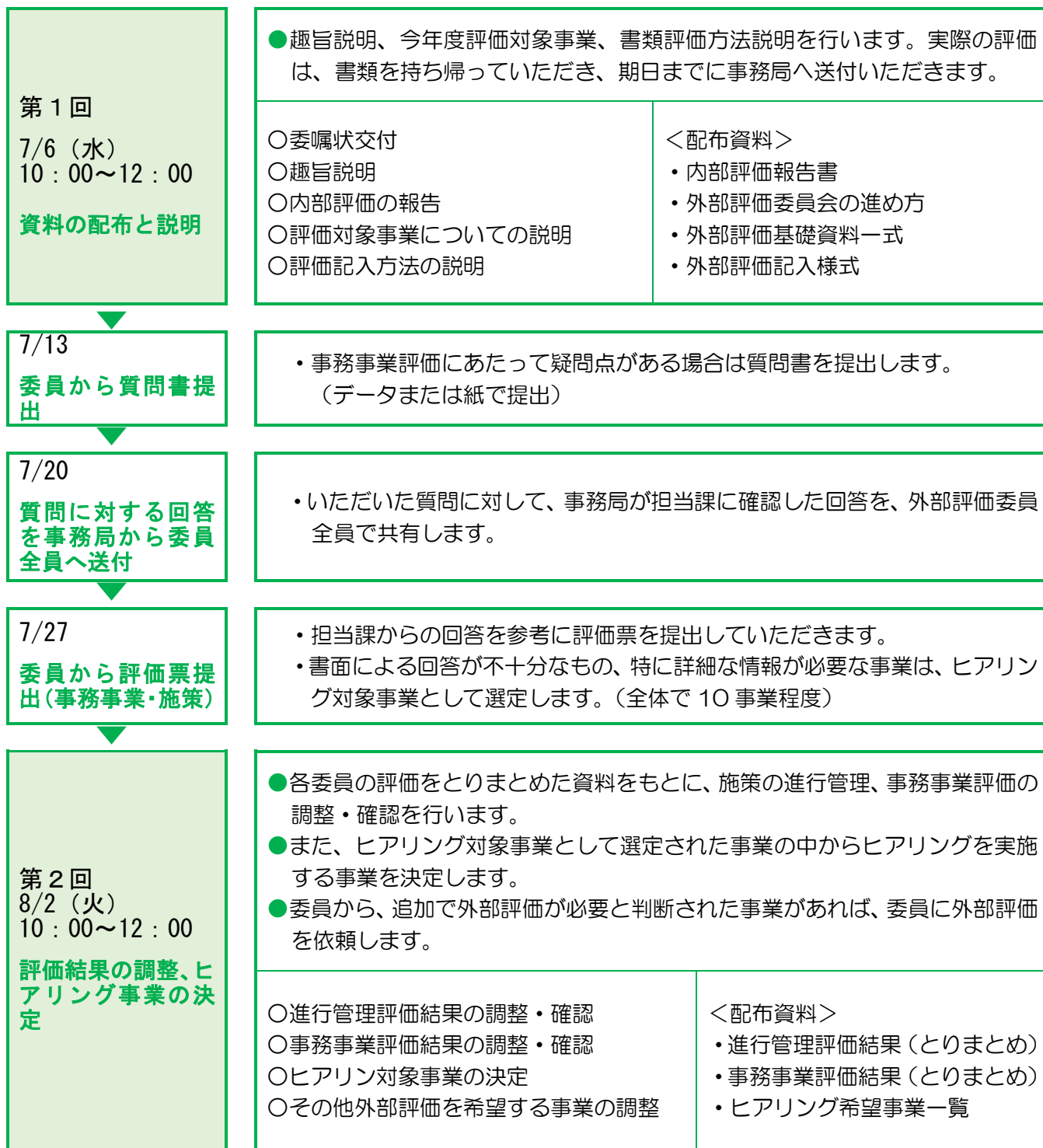
⑤ 評価疲れに配慮した効率的で継続性のある評価体制

評価の実効性を確保しつつ、評価フローやサイクルの効率化を目指す。

■ 稲敷市行政評価スキーム



3) 令和4年度外部評価委員会の流れ



第3回
8/18(木)
9:30~17:00
ヒアリング実施

●第2回外部評価委員会でヒアリング対象事業に決定した事業について、担当課にヒアリングを実施し、事務事業評価を決定します。

【担当課ヒアリング実施方法】 ・1事業 25分 ①質問 20分(担当者からの説明なし) ②委員評価表入力・修正 5分	事務事業評価に使用した資料を持参する
---	--------------------

第4回
9月下旬
報告書案の検討

●施策の進行管理、事務事業評価の最終確認とともに、令和4年度外部評価委員会報告書案を検討します。

○施策の進行管理、事務事業評価の最終確認 ○令和4年度外部評価委員会報告書案の検討	<配布資料> ・施策の進行管理、事務事業評価 ・令和4年度外部評価委員会報告書案
--	--

10月庁議
内部評価委員会

・外部評価委員会による施策の進行管理評価、事務事業評価の報告。
財政担当課へ、予算編成方針資料として提供
各担当課へ、次年度予算案作成資料として提供

第5回
10月下旬
報告書案の精査

●令和4年度外部評価委員会報告書案の精査を行います。

○令和4年度外部評価委員会報告書案の最終確認	<配布資料> ・令和4年度外部評価委員会報告書案
------------------------	-----------------------------

4) 令和4年度外部評価の対象事業と評価方法

①事務事業評価

対象	①重点プロジェクトのうち新規事業（18） ②重点プロジェクトのうち拡充事業（17） ③①と②を除く実施計画に掲載した新規事業（3） ④外部評価委員・事務局が選出する事業（12） 合計 50 事業
評価項目	●事務事業評価 「拡充がのぞましい」 「現状維持がのぞましい」 「改善がのぞましい」 「縮小がのぞましい」 「統合がのぞましい」 「完了がのぞましい」 「廃止・休止がのぞましい」 ●自由記述 次年度の計画改定に向けて、当該事業をさらに充実させるための提案

- ①書類による審査を基本とする。（疑問点がある場合には書面による質問）
- ②書面による質問では不十分な場合のみヒアリングを実施する。
- ③ヒアリングする事業は原則 10 事業程度とする。
- ④ヒアリングは担当者からの説明は省略し、委員からの質問のみとする。

②施策の進行管理

対象	①総合計画重点プロジェクト（7） ②総合戦略基本目標（4） ③行革大綱及びアクションプラン基本方針（3）の全施策
評価項目	●施策の進捗管理 A：順調 B：概ね順調 C：やや遅れ D：遅れ ●自由記述 次年度の計画改定に向けて、当該施策をさらに充実させるための提案